



アメリカ

はじめに

アメリカは、近代国家として世界で初めて本格的な民主主義を実現した国である。そのため、アメリカが民主主義を実践するにあたり、どのような選挙制度を構築したのかを知ることは重要である。ただし、高度な自治権をもっていた個々の州が集まって成立したという経緯があり、具体的選挙方法は州によって大きく異なる。また、それぞれの州が対等な力を維持できるように、上院に送り込む代議員の人数は各州等しく2人となっている。また、憲法制定時に、民衆に議会の代表者を選ばせて政治をすべて任せてしまうと、衆愚政治に陥るのではないかと懸念され、議会上院と下院の2つに分け、さらに別途間接選挙で選ばれる大統領を置くことで、直接民主主義の弊害を補おうとした。このように、アメリカの統治システムはかなり複雑であり、当然ながらそれに付随する選挙制度も複雑である。以下では、統治システムを概観しながらそれぞれの選挙制度をみていくことにする。

I 概要

1 統治システム

アメリカ合衆国は、50の州（state）からなる連邦国家である。各州は独自の憲法を持つとともに、一般的な統治権を有する。他方で、連邦の統治機構は、合衆国憲法を通じて授權された限定的な統治権しか持たない。これは、アメリカ合衆国が、主権を有する各邦（合衆国憲法成立以前のstateは邦と呼称される）の連合体として誕生したことを反映するものである。連邦権限は歴史を通じて拡大の一途を辿っているものの、この建前は現在でも維持されており、連邦権限の適切な範囲をめぐって連邦と州の間で紛争が生じることが少なくない。

連邦の統治システムは、三権分立を採用している。執行権（行政権）は大統

領に、立法権は連邦議会に、司法権は連邦最高裁判所（および連邦議会が随時制定し設置する下級裁判所）に、それぞれ帰属する。これは、権力を分割し、抑制と均衡のメカニズムを働かせることにより、人民の自由を確保することを企図したものとされる。

各州の統治システムの細目は必ずしも一様ではないが、連邦の統治機構と同様、三権分立制が採用されている。州知事を頂点とする執行部、上・下二院制の立法部、独立した司法部により構成される点で、概ね一致しているといつてよい（但し例外もある）。

2 選挙制度の概要

合衆国では、連邦、州、政治的下部組織（political subdivision、郡・市・町などの総称）において選挙が行われる。

まず、連邦レベルでは、正・副大統領および連邦議会議員が選挙を通じて選出される。次に州や政治的下部組織レベルでは、諸外国と比べて広範囲の公職が選挙を通じて選ばれる傾向にある。州政府レベルでは、州知事や州議会議員はもちろん、州副知事、州務長官、会計検査長官まで選挙によって選ばれることが多い。また、多くの郡では、検事、保安官、書記も、選挙により選ばれる。

本章では、主として、連邦選挙（大統領選挙、連邦議会選挙）に関する諸制度を扱い、州や政治的下部組織の選挙に関する制度については補足的に言及するに留める。

(1) 大統領選挙

アメリカの選挙で最も注目を集めるのは、やはり大統領選挙である。アメリカの大統領はアメリカ国内のみならず、世界に大きな影響を与えるのは周知の通りであり、その選挙のゆくえは各国が注視するところである。

大統領の任期は4年であり、副大統領とともに選ばれることになっている（合衆国憲法2条1節1項）。大統領は2期まで務めることができる。かつては、大統領の任期制限はなかったが、憲法修正により3選が禁止された（同修正22条）。大統領の任期は、その任期が終了する年の1月20日正午に終了するが（同修正20条）、次の大統領を決める選挙（選挙プロセス全体のこと）は任期終了の約1年前から始まる。

二大政党制が定着しているアメリカでは、共和党と民主党がそれぞれ候補者

を選ぶ予備選挙から始まる。候補者が決まると、今度は大統領を選ぶための本選挙が始まるが、形式的には国民が直接大統領を選ぶことにはなっておらず、選挙人を通じた間接選挙が採用されている。というのも、民衆が直接大統領を選ぶとその場の勢いで選んでしまうことがあり、適切でない人物を選んでしまうおそれがある。そこで、憲法は、選挙人を通じた選挙にすることにより、いったん冷静になって大統領を選ぶことができるようにしたのである。各州は、上院および下院の議員の総数と同じ数の選挙人を選ぶことができ、選挙人は集会を経て無記名投票で2人に投票することになっている（合衆国憲法2条1節2項および3項）。なお、大統領に立候補するためには、アメリカ生まれの市民でなければならず、35歳以上で、アメリカに14年以上居住していなければならない（同2条1節5項）。選挙権は、18歳以上の者で有権者登録を行った者が行使できることになっている。

(2) 連邦議会選挙

連邦議会は、**連邦下院**と**連邦上院**からなる、二院制の議会である。

連邦下院議員選挙は、2年に一度行われる（合衆国憲法1条2節1項）。任期は2年であり、一度の選挙で全員が改選される。定数は憲法に規定されていないが、現在は435議席である。議席は、総人口に応じて各州に配分されるが、各州は最低1議席を持つ（同1条2節3項）。選挙は**小選挙区制**で行われる。下院議員の資格としては、「年齢25歳に達しない者、7年以上アメリカ合衆国市民でない者、また選挙される時、その選出される州の住民でない者は下院議員となることができない」と消極的要件を設定する形で定められており（同1条2節2項）、この要件に反しない限り、下院議員となる資格を有することになる。

連邦上院議員選挙も、2年に一度行われる（合衆国憲法1条3節1項）。任期は6年であり、2年ごとに行われる選挙で、3分の1ずつ改選される（同1条3節2項）。連邦制を反映して、上院議員は、各州から、その人口に関わらず2名が選出される（同1条3節1項）。その際には、同じ州から選出される2名の上院議員が同時に改選されることがないように配慮されている。従って、一回の選挙で選出される上院議員は各州で1人であり、州を一つの選挙区とする**小選挙区制**の選挙が行われることになる。上院議員の資格は、下院議員の場合と同様に消極的要件が設定されており、「年齢が30歳に達しない者、9年以上合衆国市民でない者、または選挙される時に、選出される州の住民でない者

は、上院議員となることができない」とされる（同1条3節3項）。

(3) 州の選挙

州議会は、一院制を採用するネブラスカ州を除いて二院制であり、上院および下院から構成される。多くの州議会では、下院議員の任期が2年、上院議員の任期が4年である。ただし、下院議員の任期が4年の州もある（アラバマ州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミシシッピ州、ノースダコタ州）。また、アリゾナ州、コネチカット州、ジョージア州、アイダホ州、メイン州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、ロードアイランド州、サウスダコタ州、バーモント州では、上院議員の任期が2年となっている。基本的に**小選挙区制**が用いられるが、各議院の定数や議員となるための資格要件は州によって様々である。

州知事の任期は、多くの州で4年である。ただし、バーモント州とニューハンプシャー州では、2年となっている。これらの州では、2年ごとに、州知事および州議会上・下院の選挙が同時に実施される。

また、いくつかの州では、州裁判官が選挙を通じて選出される（**裁判官公選制**）。その際の具体的な選挙のあり方は様々であり、また公選制が採用される範囲も一様ではない。

3 アメリカの選挙制度の特徴

(1) 州による選挙制度の形成

アメリカでは、連邦選挙を含む選挙制度のあり方の決定に、州が大きな役割を果たしている。まず、大統領選挙については、各州の大統領選挙人の選定方法の決定が、各州の議会に委ねられている（合衆国憲法2条1節2項）。連邦議会選挙についても、連邦議会に選挙制度の変更等を行う権限を留保しながらも（ただし上院議員の選挙を行う所に関する定めを除く）、「選挙を行う時、所および方法」の決定につき、各州の議会が定めるものとされている（同1条4節1項）。

(2) 有権者登録制

ノースダコタ州を除く49州では、**有権者登録制**が採用されている。投票権を行使するためには、あらかじめ有権者登録を行わなければならない。有権者登録は、市や村の公共施設にある選挙登録事務所で行われる。登録期日に関しては、選挙の数ヶ月前に設定されている州から、選挙当日の登録が許されてい

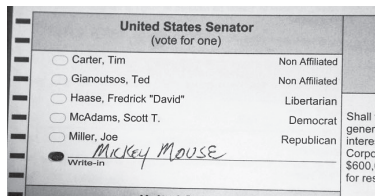
る州まで幅広い。

有権者登録制度は、革新主義時代に、投票の自発性を確保し政治腐敗を防止するために導入されたが、後に述べるように、人種の少数派の投票権を剥奪するために悪用されたこともあった。現在でも、低い投票率の要因になっていると指摘されることがある。しかし、この制度自体を廃止しようとする動きはなく、登録をより容易にする方向での改革が模索されるに留まる。なお、1993年には、運転免許の更新時や公的扶助申請時に有権者登録を行うことを可能とする全米有権者登録法が制定されたが、投票率の大幅な改善には寄与しなかった。

(3) バロット・アクセス規制

アメリカでは、選挙に立候補しても、州が発行する投票用紙 (ballot) に無条件で名前が印刷されるわけではない。投票用紙への名前の印刷には、一定の規制がなされているのが通常である。これを、バロット・アクセス (投票用紙に名前を載せること) 規制という。多くの州では、各州で定める要件 (過去の選挙での得票率などに基づく場合が多い) を充足する政党の候補者には、バロット・アクセスを認めている。それ以外の政党の候補者や独立候補者には、一定数の署名等の提出等を求めることが多い。

なお、バロット・アクセスを得ることができなかった立候補者も、当選する可能性が皆無ではない。多くの州では、有権者が投票用紙の余白に名前を書くことで、投票用紙に名前が印刷されていない候補者についても投票することが可能である。これを、書き込み投票という。実際、バロット・アクセスを得ることができなかったにもかかわらず、書き込み投票を通じ多くの票を獲得して当選した例も少数ながら存在する。



(4) 予備選挙

小選挙区制のもとでは、政党は、各選挙区における自党の候補者を1人に限定しなければならない。かつては、一部の政党幹部で構成される幹部会や、間接選挙形式である代議員大会によって、各政党の候補者が指名されていた。しかし、次第にこれらが腐敗の温床と見なされるようになり、革新主義時代、各州で直接予備選挙の導入が進んだ。現在各州で採用されている予備選挙は極め